

平成23年塩尻市議会6月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成23年6月16日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第2号 教育委員会委員の任命について

議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第8号 榎川保育園建築主体工事請負契約の締結について

議案第7号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費

請願6月第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願

出席委員

委員長	山口 恵子 君	副委員長	宮田 伸子 君
委員	永田 公由 君	委員	金子 勝寿 君
委員	森川 雄三 君	委員	中原 巳年男 君
委員	鈴木 明子 君		

欠席委員

なし

説明のために出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係長 小澤 真由美 君

午前9時57分 開会

委員長 皆さんおはようございます。予定時刻よりは少し早いですけれども、皆さんおそろいのようなので、これから6月定例会福祉教育委員会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日は委員が全員出席しておりますので、始めさせていただきます。審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。大変お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。お

手元に申し上げますように、平成23年度の一般会計補正予算ほかの審査をお願いしてございます。どうかよろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 それではここで、メンバーもかわりまして、職員もかわりましたところで、自己紹介を職員の方、していただきたいと思えます。

〔職員自己紹介〕

委員長 ありがとうございます。それでは本日の日程を副委員長から申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

副委員長 審査終了後、現場視察を予定しております。視察先は西小に併設されている市の教育センターと、昨年オープンした介護施設ウイズ塩尻を予定しております。出発は午後1時15分を予定しておりますが、変更があれば後ほどお知らせいたします。終了後の懇親会ですが、午後5時45分からあさひ館で開催いたします。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 なお審査には、議案に関する職員のみのお出席といたしますので、随時退室をしてください。それではただいまから議案の審査を行います。当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりです。なお発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議案進行への御協力をお願いします。

議案第2号 教育委員会委員の任命について

委員長 まず議案第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

教育総務課長 それでは議案第2号教育委員会委員の任命についてお願いをいたします。議案関係資料のほうで説明をさせていただきますので、同資料の5ページをお願いをいたします。議案第2号教育委員会委員の任命についてでございます。1番目の提案理由でございますが、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。この法律の第4条第1項につきましては、教育委員会委員の任命にかかわる規定でございます。委員は人格が高潔で、教育・学術及び文化に対し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると、こういう内容になっております。

2番目の概要でございますが、今回委員5人のうち、百瀬哲夫氏及び丸山典子氏のお二人でございますが、平成19年6月26日からの任期以来、平成23年6月25日をもって2期目の任期満了になりますことに伴いまして、後任といたしまして、小澤嘉和氏、渡辺庸子氏を適任者と認め、任命しようとするものでございます。両氏の略歴書につきましては、6、7ページのとおりでございますので、御確認の上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第2号教育委員会委員の任命については、議会の同意を求めるとしておりますので、同意すべきものということで決していくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第2号教育委員会委員の任命について、全員一致をもって同意すべきものと決めます。それでは次に進みます。

議案第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

委員長 それでは議案第5号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。説明を求めます。

男女共同参画・人権課長 それでは議案第5号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。議案関係資料12ページをごらんください。提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員につきましては、法務大臣が委嘱することとなっております。

概要につきましては、委員10名、これは各地区に1名ずつおりますが、そのうち佐原府治氏が平成23年9月30日をもちまして任期満了となることに伴いまして、同氏を再び適任者と認めまして推薦するというものでございます。佐原氏の略歴につきましては13ページのとおりでございます。説明としましては以上です。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問はありますか。

永田公由委員 このあとの9人の委員は、任期は9人一緒なんですか。

男女共同参画・人権課長 それぞれ委員さんによりましてまちまちでございます。この時は佐原さんお一人が、今回はお一人が任期満了でございまして改選するもので、任期につきましては3年となっております。

永田公由委員 そうすると、その9人は、それぞれに違うということ。来年また任期満了になる方も出てくるし、再来年任期満了になる方も出てくると、こういう理解でいいわけ。

男女共同参画・人権課長 そのとおりでございます。またことしの12月にまた任期満了が出る方が3名いるというようなくあいでありまして、数名ずつ、あるいはお一人ずつ交代することになっております。

森川雄三委員 任命するのは法務大臣ですかね。これをいわゆる推薦される場面では、どのように推薦されるのか、そこら辺はいかがですか。

男女共同参画・人権課長 一応10名で、各地区ごとに推薦していただいておりますのは、各区、地区の区長さんたちを中心にお諮りいたしまして推薦、新任の場合ですね。新たに選んでいただく場合は、地区の方たち、役員の人たちから御意見をいただいて推薦者を推薦しております。

森川雄三委員 ということは、各地区1人という割り当てというか、そういうことにはなっておるとことだね。

男女共同参画・人権課長 現在はそのようになっております。

森川雄三委員 了解です。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第5号人権擁護委員の候補者の推薦については、議会に意見を求めるとしておりますので、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号人権擁護委員の候補者の推薦については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第8号 檜川保育園建築主体工事請負契約の締結について

委員長 議案第8号檜川保育園建築主体工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

教育総務課長 それでは議案第8号檜川保育園建築主体工事請負契約の締結について、お願い申し上げます。これにつきましても議案関係資料で説明をさせていただきます。1ページをお願いいたします。

提案の理由でございますが、檜川保育園建設工事のうち建築主体工事にかかわる請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要でございますけれども1号から5号までございますが、檜川保育園建築主体工事につきましては、平成23年6月2日に参加業者7特定建設工事共同企業体によりまず一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、3番の金額でございますように1億7,071万9,500円で、真陽・川上特定建設工事共同企業体に落札したものでございます。工期につきましては、平成24年の3月16日を予定をしております。なお今回につきましては、建築主体工事でございますので、議決いただきました上は、この後、機械設備工事、それから電気設備工事、これにつきまして6月23日の日に入札を執行してまいりたいという予定でございます。

工事の概要の3番につきましては、木造平屋建て、延べ面積が499.38平方メートルでございます。定員50名を予定をしております。位置図等につきましては次のページ、2ページをごらんいただきたいというふうに思います。別図1に位置がございまして、国道19号から進入しましてすばく檜川、長方形の建物がありますけれども、これから北寄りの市道が一般の進入路になっております。黒塗りの部分が敷地でございます。この部分に建物と配置図がなくて大変申しわけございませんけれども、国道側南東の方向に凹凸の凸部分があると思っておりますけれども、ここが送迎用の駐車場を予定をしております。園舎はその北側に配置をいたしまして、南側が園庭ということでございます。

別図2の平面図をごらんいただきますように、通常の保育のほか、低年齢児、長時間あるいは一時的保育を実施をする予定でございますし、附帯工事といたしまして、倉庫、プール、外構整備を計画をしております。この施設につきましては、平成21年4月の檜川地区保育園の統合以来、幾度となく檜川地域審議会ですとか、あるいは保護者会を開催し協議を重ねてまいりました。現保育施設、現園舎を使用しながらの建設となりますので、園児や送迎者の安全確保に万全を期し、竣工に向け工事を進捗してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 では審議を行います。委員より御質問はありますか。

鈴木明子委員 檜川の地域でいろいろ審議をされたということですが、地域の要望として出されたようなことで、主なものがお聞きできればと思います。

教育総務課長 特に施設的な面ですね、なるべく県産材を使用していきたいというようなことで、例えば床、それから腰壁、それから外壁の腰壁もそうですけれどもヒノキ等の県産材を使用いたしまして、周りの環境、意匠的にもマッチした施設にしたいというふうに考えておりますし、それからバリアフリー対応は

もちろんでございますけれども、日照時間が少ないという地域性もございます、冬場は特に暖房に意を用いていただきたいというようなことで、太陽熱利用の暖房施設を計画をしている。こちら辺が審議会の中から出された要望を反映したものでございます。

委員長 ほかにありますか。

金子勝寿委員 いわゆる園児数が減っていく部分、現在檜川小学校では1クラス20人くらいですかね。今後、いわゆることしというか、直近3年くらいの出生した人数かな、把握していらっしゃるのかどうか。

こども課長 出生数ということでは把握しておりませんが、保育園の建設に際しましては、いわゆる出生数をもとに将来の子供の数、これを推定して定員を設定するというふうなことをしております。檜川保育園につきましては施設計画の中で、平成27年度のいわゆる在園する子供の数、この推計値としては47人を見込んでおります。またさらに平成31年、この段階では40人になるだろうというふうな今のところ推定をしております。ただこれは、現在の子供の数の推移を主体にした推計でございますので、今後の地域振興とかですね、いろいろ変動する要因はございますけれども、その中から50人ということで今回は設計をしたものでございます。以上です。

永田公由委員 これはあれですか、一般競争入札でやられてますけど、参加業者7ということですが、これは落札率はどのくらいですか。

教育総務課長 落札率99.22%でございます。

永田公由委員 もう1回いいですか。それとさっき太陽光の暖房をとるという話ですけど、じゃあ屋根に太陽光発電の装置をつけるということですか。上に載せるということ。

教育総務課長 説明のほうで私、太陽熱という説明をさせていただきました。太陽光と違いましてですね、屋根にガラスつきの集熱器を設置をいたしまして、軒先より空気を取り入れます。それを太陽熱で暖めまして、暖まった空気を床下に送って、床下から暖かい空気が室内に出ると、こういう仕組みになっております。

鈴木明子委員 太陽光というのはよく聞くんですけど、その熱っていうのの利用については、業者として取り扱うのはかなり一般的な工事なんでしょうか。

教育総務課長 コスト的にも太陽光とほとんど変わりません。市内のそういった公共施設につきましては大体が太陽光でございますけれども、特にこの檜川地区につきましては、山間部にあつて日照時間が少ないということで、かなり暖かいというものではありませんけれども、朝登園した時にほのかに暖かい空気が室内に充満すると、こういったことでございますので、また地域審議会の委員の皆様の中からも、当初から太陽熱を利用した暖房ということで強い要望がございましたので、その意見を反映させていただいたということでございます。インシヤル的にも太陽光につきましては、ほとんど太陽熱と太陽光は変わらないということを聞いております。

鈴木明子委員 私が聞きたかったのは、その工事というか、設置工事とかそういうことが太陽光よりも聞きなじみが少ないもので、業者としてそういうものを取り扱っているのは、かなり一般的な技術として定着しているものなんでしょうかということをお聞きしたかったのです。

教育総務課長 太陽熱、太陽光とも業者の中では、一般的な工事という対応をすることができます。

中原巳年男委員 今までね、60人を統廃合の基準にしてたのに、なんで50人で新設ということになったかという一番の原因とかね、もとは何なのでしょう。

こども課長 委員のおっしゃるように60人を基準にですね、それを下回る場合は基本的には廃止をするというのが大きな方向づけでございます。しかしながら、ここまで教育委員会として進めておりますのは、いわゆる0歳から18歳まで一貫してその地を応援していこうということが一番ベースにございますので、そういう中ではその上の小学校・中学校、これがですね、いわゆる学区として存在するエリアにはですね、やはりその前段の保育園という教育施設が必要だろうということで、一応今回は50人という定員ですね、建設するわけですが、そこら辺も踏まえて一貫した対応をされていることの中から建設をしていきたいというものでございます。

中原巳年男委員 保育園・小学校・中学というね、一貫したものというそういう考え方はわかるんですが、これで定員50名で年長さんとかね、そういうのの単位で考えていった時に、将来的に小中についても考えなきゃいけないような時期が来ると思うんですが、先ほどのお話だと平成27年で47人、平成31年ですか、で40人ということですが、大体その小中の学校としてのね、これからの見きわめみたいなものについてはどういうふうに予定をしているかということは。

こども教育部長 保育園がですね、今お話がありましたように微減ではありますけど人数が減っていくということになれば、当然それがそのまま推移すれば小中学校もですね、必然的にそういう状況になってくるんですが、ただ、一つには、そこで考えられますのは学校での統合ですね。それを言いますと、一番近いところと言えば宗賀小とか西部中という関係になってまいりますけれども、今の段階では極端に減ってくという状況ではございませんので、これまで維持してきたこともございますし、歴史もありますし、地域の皆さんの考え方もございますので、当面はこのまま継続をしていきたいというふうに考えております。その時点で地元中心にそういったこと等の御意見が高まってまいれば検討していきたいと考えております。

金子勝寿委員 建坪単価というか、高出、野村との比較、少し数字で出せれば、1坪建築単価。直近の2保育園との比較をちょっと数字で、後で結構なので出してもらえれば、今出ますか。

教育総務課長 担当係長より答弁させます。

教育施設係長 建設の単価比較ということでよろしいでしょうか。申しわけございません。後ほど整理したもので。

教育総務課長 申しわけございません。私のほうから答弁させていただきます。榎川保育園は木造平屋建て、それから高出につきましては鉄骨の、また面積が大きいということで、なかなかスケールメリットみたいなものを反映することはできませんけれども、榎川保育園の建築工事の建坪単価につきましては85万4,000円。高出保育園が同じ建築工事に対しましては62万1,000円です。こういう単価でございます。

金子勝寿委員 野村は。

教育総務課長 野村が69万1,000円。

委員長 いいですか。ほかにございますか。

森川雄三委員 いろいろ委員の皆さんもね、あるでしょうけれども、地域で保育園がなくなるとますます過疎が進んでしまうというような場面もありますので、ここは一つ、一つじゃない、黙って見逃してもらいたいと思います。以上。

委員長 答弁はいいですか。

森川雄三委員 答弁はいいないです。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第8号榑川保育園建築主体工事請負契約の締結については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号榑川保育園建築主体工事請負契約の締結については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。では次に進みます。

**議案第7号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出2款総務費1項総務管理費
16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費**

委員長 議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

総務課長 それでは別冊の議案第7号、11ページからお願いしたいと思います。中ほど下ですが、16目市民交流センター費でございます。これにつきましては、ここにありますとおり財源内訳の変更のみでございますが、内容としましては、昨年に引き続き継続しておりますサイエンス教室、それから学生ワークショップというものをやってきておりますが、これにつきましては県の元気づくり支援金がつきましたので、その財源内訳にありますとおり、一般財源を90万1,000円減らしまして、県補助金のほうへ組みかえをするものでございます。よろしく申し上げます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問はありますか。済みません。訂正します。引き続きお願いします。

福祉課長 それでは申し上げます。その下にあります、3款民生費1項の社会福祉費1目社会福祉総務費の社会福祉事業推進費において、災害見舞金として60万円の補正をお願いするものです。平成23年の4月7日なんですけども、午後9時半ころ、広丘吉田の金子スズ子宅から出火しまして、1棟が炎上し1人が死亡しました。消防署によります被災状況調査によりますと、被災者は広丘吉田957金子スズ子さん、79歳死亡。被災住宅は木造2階建ての延べ床面積81平方メートル全焼。出火原因は、被災者が死亡したことにより出火原因が特定できないことから、出火原因不明として処理されております。見舞金の額ですけども、生計維持者の死亡につきましては、見舞金が50万円、住宅の被害にかかる見舞金、全焼ですので10万円の、あわせて60万円となります。災害見舞金条例に基づく支給者が、高齢の一人暮らしである金子スズ子さんの身の回りの世話を20年間にわたってきた方に支給するものとなります。支給した理由ですけれども、金子スズ子さんの埋葬・納骨をすべて行ったこと、また遺言公正証書に金子さんが所有する土地・建物等をその方に譲る旨の記載があったこと。また、弁護士に相談したところ、見舞金の支給先については法律相談で行ったところによりますと、葬儀をとり行った、その方は鈴木さんとおっしゃるんですけども、に支給することが妥当であるという解答をいただいたことから、この方に金子さんの見舞金60万円を支給したいというものです。

長寿課長 同じページの一番下、3目老人福祉費、介護基盤整備費、介護基盤整備補助金341万1,000

円でございますけれども、広丘野村にあります認知症高齢者グループホームこまくさ野村宮の前のスプリングラ
ー整備に対する補助金でございます。財源につきましては全額県の補助金でございます。以上でございます。

福祉課長 では続きまして13、14ページをお願いしたいと思います。2項の児童福祉費の3目母子福祉費
の中の自立・就労支援推進事業ですけれども、これは母子家庭の高等職業訓練促進費において512万6,00
0円の補正をお願いするものです。この事業の内容ですけれども、看護師等の養成期間におきまして、資格取得を
目的に2年以上のカリキュラムを修業する期間に対しまして、養成訓練費としまして修業する期間2年間ですけ
ども、市民税の非課税世帯は1カ月14万1,000円、年間でいきますと169万2,000円。市民税の課
税世帯は7万500円、ちょうど半額ですけれども年額では84万6,000円を支給するものです。平成22年
度は6人の給付をしておりましたが、この方に引き続きまして3月以降から4月にかけて入学の確定になり
ました新たに看護師1人、准看護師1人の申請があったこと、また前年度の市民税の課税世帯であった2世帯が
非課税世帯になったことによりまして、都合3人分になりますけれども、この方々の補正をするものです。これに
つきましては国が4分の3を補助しております。

続きまして児童福祉施設費の助産施設入所委託費でございます。これは助産施設の入所措置費として43万円
の補正をするものです。これは児童福祉法22条に福祉事務所の所管区域内にある妊産婦が、健康上必要がある
にもかかわらず経済的な理由により入院・助産を受けることができない場合は、その妊産婦から申し出があった
場合には、この妊産婦に対し助産施設において助産を行わさせなければならないとされております。これにより
まして助産施設として指定されています信州大学付属病院で出産する際の費用を負担する。この措置費の割合で
すけれども、措置費の2分の1を国が、4分の1ずつを県と市が負担するものです。入所者の属する世帯の階層区
分により、それぞれ徴収期間というものがあります。しかし、該当世帯は生活保護法によります被保護世帯であ
るため、徴収金額というものはありません。生活保護法では他法他施策の優先ということが原則ですので、生活
保護費より先にこの助産施設の入所措置費を先に優先して使うものということが規定されているものですから、
こちらのほうから出すというものです。生活保護費につきましても、4分の3が国・県で給付と言いますか、補
助されているものです。一緒なんですけれども他法他施策優先ということで、こちらが先になっています。

続きまして生活保護費の生活保護総務費の生活保護事務諸経費ですけれども、車検に伴う諸経費3万2,000
円の補正をお願いするものです。以上です。

スポーツ振興課長 それでは次ページの15、16ページをお願いいたします。10款教育費6項保健体育費
2目体育施設費、体育施設管理諸経費中、需用費の備品修繕料でございますけれども、60万円の補正をお願い
するものでございます。この内容でございますが、市立体育館のバスケットゴール2台の修理でございます。こ
のゴールにつきましては、昭和63年に購入をしたものでございまして、手動によりワイヤーを巻き上げ、ゴー
ルのリングがついておりますフレームを伸縮させまして、ゴールのセットをするわけでございます。そのワイヤ
ーを張るための滑車を固定しておりますフレームの一部が、長年の使用によりまして変形してしまいました。そ
れでスムーズな伸縮ができなくなってしまったために修理をお願いするものでございます。体育館は2面、バス
ケットのコートができるようになっておりますが、1面使用できないということの中で、現在1面のみの使用と
いうことで制約をさせていただいてございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問はありますか。

中原巳年男委員 今の教育費、保健体育費ですが、2面あるうちの1面だけで、もう1面は大丈夫なんですか。

スポーツ振興課長 もう1面のほうはですね、これは平成10年に購入したわけでございます、更新したということだと思いますが、それについては今のところ使用ができますが、今後十分調査をしまして状況を見て、もし必要であれば既設の予算の中で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

中原巳年男委員 ワイヤーで張ってる式ってのは本当に危険なので、特に今回修繕するほうはいいんですが、しないほうについては定期的なきちんとした点検をしていてもらいたいと思います。

スポーツ振興課長 今回のことを受けて各施設に対しましては、施設を含めて備品の点検実施をお願いしてございますし、異常があった場合は速やかに電話連絡をいただくとともに、破損連絡票によりまして報告するように指示を出してございます。以上です。

永田公由委員 自立・就労支援推進事業の関係ですけど、これの母子家庭高等職業訓練促進費ということで、たしか予算の説明だと月14万1,000円支給するという説明だったと思うんですが、具体的にはさっき言ったような看護師とか、そういった訓練を受けながらその資格を取るために、その人に月14万1,000円支給すると、こういうことですか。

福祉課長 やはり学術につきますと、どうしても仕事のほうがなかなかできないということがありまして、そのようにその者に対して給付をする。

永田公由委員 給付をするということ。そうすると今、塩尻市、今度3人で、当初の予算だと4人くらいですか。

福祉課長 当初は前年6人いたものですから、前年の6人が引き続いてということですが、2人ふえまして8人になります。

永田公由委員 8人。これはあれですか、例えば期間は1年とか、2年とかっていう限定はあるわけですか。

福祉課長 この法律なんですけども、ちょうど平成21年の6月に改正がありました。それまでは2年あったうちの最終年度だけみましようということでしたけども、平成21年の6月に改正がありまして、その期間、修業する期間のうちを全部みましようということで、看護師等につきましては2年とか3年あるものですから2年とみて、ちょうど平成22年、23年というようにみる形になっています。その期間全部をみることになります。

永田公由委員 全部を。

福祉課長 はい。

永田公由委員 その期間中にね、もしその資格が取れなかったりとか、就職ができなかったりとか、そういう場合はどうなるんですか。打ち切るわけですか。

福祉課長 これまでそういうことはなかったんですけど、2年となりますと、やはり1年目の成績がどうだったかというようなことがあるものですから、1年目においては終わった時点でその成績証明書等もいただいて、また引き続きお願いするということになります。途中で終わった場合には、これまではなかったんですけども、その場での打ち切りかなということになります。

委員長 関連でよろしいですか。その資格、事業の対象となる資格というか、先ほど看護師などというお話だったんですけど、ほかにどんなものがあるのか、お願いします。

福祉課長 看護師のほかは、介護福祉士だとかが該当になります。ちょっとお待ちください。看護師のほかは

は、介護福祉士が該当になります。

委員長 わかりました。ほかにございますか。

鈴木明子委員 今のに続いてですけども、これは希望者が、今8人ということで全員受け入れていると思うんですけど、もっとふえたりした場合は、それは枠としては広げることができるものですか。

福祉課長 入学が決まった時点でそういうことで、先の3月の時にもお願いしたように定員がふえれば、また補正をお願いしてということで、またお願いしたいと思います。

鈴木明子委員 その下の生活保護の事務諸経費ということで車検の補正なんですけど、これは予算に盛り忘れちゃったということですか。

福祉課長 本当にまことに申しわけないことなんですけども、ちょうどリースが、ちょうど軽トラですので、軽のワンボックスカーだったんですけども、これはちょうど契約の切れた時に相互で協議して、あとは考えましようということで契約の中にありました。その中でちょうど軽自動車が期限過ぎまして、残価もないということからもう廃車にするか、それとも譲り受けるかというような形になりまして、できればまだ使えるものですので、無償の譲渡をさせていただいた中で名義変更、その後車検を取って引き続いて利用をさせていただきたいということですよ。

委員長 ほかにございますか。

永田公由委員 12ページのね、さっきの災害見舞金の関係ですけど、これはあれですか、市のほうでやっぱり20年間身の回りの世話をしてくれたり、葬儀をしてくれたりしたから、何らかの形で報いたいということで、市のほうからやったのか、それともさっきちょっと名前が出た鈴木さんという方から請求があったのか、その辺はどっちですか。

福祉課長 実は災害の見舞金の支給条例というのがあります。この中で支給対象者が災害見舞金は、ちょっと途中省きまして、被災者が死亡した場合は当該被災者の葬祭を行った者に対して支給をするものということがあるものですから、この方に支給をしたいと考えてるところです。また、この家なんですけど、ちょうど随分焼け残ってしまったもんですから、その片づけに大体百五、六十万円くらいかかるということがありまして、まんざらむげにはできないなということがありまして、この方にと考えました。

永田公由委員 この亡くなった方は、全然身内がないということですよ。

福祉課長 この方はお一人だけ弟さんがいらっしゃるんですけど、ちょっと遠方で離れてまして、その方も寝たきりの状態で、ほとんど公正証書の中では財産を引き継ぐとかなってたものですから、ほとんど交流もなかったということで、今回の葬儀にも出席なさらなかったということがありました。

永田公由委員 それで、この鈴木さんという方は、自分が負担するなんてことはないんでしょうね。例えば財産をもらって、それをある程度処分すれば、その解体費用だとかそういったものは出るわけ。

福祉課長 うちのほうも本当でしたら大体その資産がどのくらい動くのかということを見ればいいんですけど、なかなか情報の関係もありまして見れないんですけども、大体遺産と言いますか、相続すると負の遺産も相続しなくちゃいけないというのがあります。ですので、大体この見舞金とあわせてその土地等の物件を見合わせれば、将来的には負はないのかなというふうに考えます。

鈴木明子委員 老人福祉費の介護基盤整備の関係ですけども、このスプリンクラーは義務づけられてきていて、

随時整備は進んだと思いますけども、新設のところも含めて設置は全部行われているのかどうか。

長寿課長 認知症の高齢者グループホームはですね、北海道などであった高齢者の悲惨な事案を元に補助金制度が設けられてきたものでございまして、ただその消防法の設置基準からいきますとですね、このこまくさ野村宮の前も面積基準からいくと設置は義務づけられていないというものです。それから今市内に6カ所、認知症の高齢者グループホームがございますけども、補助金の制度が設けられたということも一点と、それから施設開設当時も、これは設置等も含めまして、6カ所のうち今回の整備により5カ所のスプリンクラーの整備は終了いたします。残りの1カ所につきましてはですね、新設でもあるんですけれども、面積基準から設置義務がないということと、それから避難経路がですね、比較的出やすいように確保されているということで、もう1カ所は今のところ設備予定はございません。そういう現状でございます。

鈴木明子委員 義務づけられていないけれども設置するということで申請をすると、こういう補助金なり交付金なりがくると、そういうふうになってるのですか。

長寿課長 義務はないけれども補助金を出したことによってそれを促すという制度で、おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかにございますか。

森川雄三委員 交流センターのね、いわゆるその財源が、一般財源から県の支出金になったということなんだけれども、それは元気づくり支援金が使えたというわけなんです、その対象は何でその元気づくり支援金を使えるようになったのか。ここはどういうふうに変わっているわけです。

総務課長 なぜ使えるかということでよろしいでしょうか。

森川雄三委員 元気づくりのね。

総務課長 元気づくり支援金の趣旨に合ったということになりますが、一言で言えば、中身的にですね、交流センターそのものが市民の交流の場ということでまず認められていることと、そこで今回の事業につきましては、主に対象は小学生、保育園児と高校生が、市民との交流をしたいというようなことがその事業趣旨の中にありまして、この市街地の活性化ばかりでなく、市民の交流の場としての価値があるということで認められたということのような話でした。そういうことでよろしいですか。

森川雄三委員 わかりますけど、その申請はね、例えば当初は一般財源でこの事業はやろうというお考えで始めたというか、予算を組んでいるわけだね。ところが、要するにその交流センターのほうでそれを事業として県へ上げて、ぜひ補助を出してくださいといった、そういう申請はそちらで後からしたということなんです。

総務課長 当初の予算段階で、要するにこれは5月ですか、内示が出たということで、つくつかないかについてこの段階までわからない事業ですので当初予算には盛れないということで、実際の申請はですね、予算編成の時期以降に申請というような流れになっておりますが、この事業いかにかわらずですね、少しでも財源の充当できるものとはっていきたいという基本的な考え方がございますので、こちらについて申請をしていたということでございます。

森川雄三委員 はい、わかりました。

鈴木明子委員 さっき体育施設管理諸経費のところ、課長の説明のところ、破損連絡票って言われましたかね、そういうのを活用して設備や何かの不備を見落とさないようにしているというようなことが言われていた

と思うんですけど、この連絡票の運用や何かについて、もう少しお聞きしたいんですけど。

スポーツ振興課長 特に要綱とかっていうことの中での取り決めではございませんけれども、とりあえず独自の様式でございますが、体育施設の建物・設備・備品等の破損連絡票というものをつくりまして、経過を残しながら対応するように作成した連絡票でございます。以上です。

鈴木明子委員 だれが書いて、だれに提出するかというのを。

スポーツ振興課長 一応体育施設、塩尻市体育協会のほうに管理運営の委託をしているわけでございます。その発見した担当者がスポーツ振興課のほうあてに出していただくと。名前とか日時、もちろん発見日時等を詳細に書いていただいて提出してあるような様式になっております。以上です。

鈴木明子委員 社会体育なんかで学校の体育館やなんかを使うのもあるわけですけども、そういうところでも同じようなシステムが機能してるんでしょうか。

スポーツ振興課長 その件に関しましては、まだそこまでは機能しておりません。あくまでも今回の事案を受けましてとりあえず緊急的と言いますか、応急的な対応でやらせていただくということでございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので。

鈴木明子委員 済みません、意見だけ言わせてください。今のその破損連絡票を独自につくって運用されてるということなんですけど、今言った社会体育や何かの場面でも、照明が切れているのになかなか補修されないといったようなことが、これまでも何回もこの場でも出されていますので、そういったものを発展的に運用していただいて、そうした施設からの声も、というか実態もすぐつかめるようなふうにぜひ改善をしていっていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長 じゃあ、そのようによろしくをお願いします。

生涯学習部長 今回のこの破損につきましては当然ですね、その場、3月の末に報告、予算編成が終わってから受けた経過がございます。ただし当然症状があったらと、支障または動きにくくなってるだろうということは、当然前兆があったと思われま。そういう部分も含めてできるだけ早く大きな経費がかからないうちに直していけるような形という部分も含めてですね、今回の体育施設等大きなことで部分になっておりますが、今体育館、今の指定管理の体育館部分のみについてですね、やっておりますけれども、今後も必要があればですね、通常社会体育施設等々、利用者のほうからもあげていただくような日報の中へ記載をいただくというような方法もあって、できるだけ早い時期にですね、対応できるような格好をとってまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長 ほかに御意見ございませんかね。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中、歳出2款総務費1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費、10款教育費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

請願6月第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願

委員長 次は請願が出ておりますので、請願の審査を行います。当委員会へ付託された請願は全部で1件であります。請願平成23年6月第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願について審査いたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいですけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 今回、請願につきましては例年どおりの内容ということでありましたので、紹介議員のほうからは説明に出席していただくことをいたしませんでしたのでよろしく願いいたします。それでは請願につきまして御意見がありましたら。

森川雄三委員 毎年出てるね、これね。

委員長 そうですね、はい。

森川雄三委員 毎年出て、毎年採択してると思うけどね、たしか。それがなかなか認められないというか、そういうのはあれですかね、行政、教育委員会のほうで大体わかりますか。どういうわけで提出するか。

こども教育部長 国の財政、予算づけのことでありますので、私どもも要望はしているところでありますけれども、これはやはり今の厳しい財政状況の中です。地方も同じように厳しいわけですから、ぜひ教育費に関しての国の増額と言いますか、もとに戻していただくような方向ってのは望ましいわけですが、そこから先はですね、やはり国の事情等もございますので、毎年になろうかと思っておりますけれども要望はぜひしていただいたほうがよろしいと思います。

森川雄三委員 そういうことならあれだね、採択するってまだね。継続して。

永田公由委員 ちょっと部長に二、三もう一回聞きたいんだけど、今、国、義務教育について、この負担について国と地方との負担の割合とかというのはあるわけですか。

こども教育部長 ここにもありますけれども、その2分の1から3分の1へということになりましてね、したがってこの時点で半々であったものが、地方の負担がふえてくるという状況です。

永田公由委員 だんだんふえてきているわけだね。

こども教育部長 はい。

鈴木明子委員 学校の先生方の中でも正規の先生と嘱託というか、非常勤の先生というか、そういう割合でいくと、そういう正規じゃない先生たちがふえているというのを聞きするんですけど、やっぱりそういう背景には国庫負担の削減や何かの影響を及ぼしているということなんですかね。

教育長 お答えになるかどうかわかりませんが、まず2分の1、2分の1で国と県が教員の給料については負担していたというのは平成17年までだと思のですが、これにより多くの反対を押し切ってという言い方は変かわかりませんが、国は3分の1で、あと3分の2は県で負担しなさいという制度に変わりました。したがって、今委員がおっしゃいますように、正規の教員については県で3分の2もつと、講師等、県で負担しなけれ

ばならない、県のほうで金額を負担しなければならないということになるので、主任の場合は市費でね、負担するわけですが、制度の改定に伴って直接的な負担割があるかどうかということは何とも言えないようでありまして、けれども、若干の影響はしているものと思われます。なお、この要望というのはこの当時から非常に強いですし、もとへ戻すべきものではないかなと、ここに書いてありますように教育の機会均等法ですとか、あるいは地域によって教育のレベルというものが変わっていく可能性というものが出てきてしまいますので、特色が出るということについては、いい意味で地区あるいは地方公共団体で担うということについてはあり得ることだと思っておりますけれども、これはいい意味の特色にはつながらない制度ではないかなということで、こういう要望・請願が毎年出ているというふうに思います。余分なことを言いましたが、よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 なしということは。

〔「採択」の声あり〕

委員長 採択ということでよろしいですかね。採択という意見が出されていますが、当委員会の審査結果は採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、請願平成23年6月第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持に関する請願については、全員一致をもちまして採択とすることに決しました。

それでは今回意見書の提出が求められているものでありますが、採択に伴い、意見書を提出したいと思いますのですが、意見書の案文につきましてはどのようにしたらよろしいでしょうか。御意見ありましたらお願いします。

〔「委員長に一任」の声あり〕

委員長 一任ということでいいですか。ただいま正副委員長に一任ということで御意見をいただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

では、これですべての委員会に付託された案件につきましては審査を終わることになりますが、その他で何かありましたら。

その他

金子勝寿委員 本会議のほうでは報告を受けたことで終わったんですが、財団法人の塩尻市文化振興事業団の臨時予算の事業計画書と予算書提出されてますね。ちょっと幾つか質問をしたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

委員長 はい。

金子勝寿委員 平成23年度事業計画及び予算書の3ページ、事業のローマ数字の事業活動収支の部の1事業活動収入での事業収入の中の文化事業収入で、入場料収入2,500万円余、平成22年度の予算では、本年度が3,600万円余ということで、43.6%増というふうな方をしてるんです。これの理由を教えてください。

社会教育課長 この入場料収入につきましては、今年度がレザンホール開館15年目、それから事業団につき

まして15年目を迎えるということでございまして、この1ページ目でございます芸術文化鑑賞事業あるいは地域芸術文化振興事業の部分の内容的に、入場料が比較的高額になる部分の事業がふえているということでございますのでよろしく申し上げます。

金子勝寿委員 具体的にこの事業の中で、15年目ということで目玉的にやるのはどれですか。幾つかありますか。

社会教育課長 比較の入場料収入として大きくなりますのは、芸術文化鑑賞事業の劇団四季のミュージカル、それから音楽会のところで美輪明宏のシャンソンの部分、これらについては入場料収入が約700万円から600万円くらいのもので1公演事業でふえているということでございます。

金子勝寿委員 家族会員のほうが34.2%減というふうになってるんですが、これは理由は。

社会教育課長 家族会員の会費につきましては、会員数が減少しているという状況がございまして、平成22年度の実績でいきますと家族会員の収入が、予算的には19万円盛ってあるんですけども、平成22年度の実績は14万9,500円が実績となっておりますので、減少傾向があるという部分を含めまして、若干平成22年度実績よりも少なめの予算計上をさせていただいたということでございますのでよろしく申し上げます。

金子勝寿委員 済みません。事業活動支出ですけども、事業費支出の中で、光熱水料費支出が174万円余減で見積もってあるんですが、これはマイナス9.9%。

社会教育課長 光熱水費の関係でございまして、この減額の主なものは電気料でございまして。電気料については、デマンド制の料金制度の導入を昨年からいたしまして、一番ピーク時のところの月の額で電気料が決まってくるということで、運用をきちっとしていけば電気料は安くなるという状況でございまして、平成22年度実績が光熱水費につきましては1,520万円ほどで収まっているものですから、今年度の光熱水費につきましては1,590万円という予算計上をさせていただいたということでございます。

委員長 よろしいですか。それではほかにその他でございましてか。

教育総務課長 私のほうからお願いいたします。先ほど議案で説明させていただきました榎川保育園の建設工事でございますけれども、起工式を6月28日の火曜日、受付午前9時から現地ですべて予定しております。工事の請負契約の議会議決を得て、御案内の通知をさせていただくところでありますけれども、議決後の日数が少ないという事情がございまして、ここであらかじめ予定について申し上げさせていただきますのでよろしく願いいたします。本委員会の委員の皆様には御臨席を賜りたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

委員長 ほかによろしいですかね。じゃあ大変長時間にわたりましたが、ありがとうございました。

閉会中の継続審査の申し出

福祉事業部長 議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。議会閉会中につきましても、福祉教育、生涯学習及び市民交流センター行政に関する事項について、継続して審査していただきますようお願いいたします。

委員長 ただいま、閉会中の継続審査について申し出がありました。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議長へ申し伝えておきます。

以上で委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお当委員会の審査結果報告及び委員長報告及び意見書の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者からあいさつがあればお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 大変ありがとうございました。提出をさせていただいたすべての議案につきまして原案どおりお認めをいただきましてお礼を申し上げます。なお、審査の中でいただいた御意見につきましては、今後行政運営の中でしっかりと反映させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして6月定例会福祉教育委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時13分 閉会

平成23年6月16日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印